

決議第1号

ウイグル人らを在留資格に記載するよう入管難民法の政令改正を要請する決議（案）

別紙決議（案）を会議規則により提出します。

令和 年 月 日

提出者 議員

賛成者 議員

賛成者 議員

賛成者 議員

賛成者 議員

賛成者 議員

ウイグルを応援する全国地方議員の会 会長 丸山治章 様

ウイグル人らを在留資格に記載するよう入管難民法の政令改正を要請する決議（案）

外国人が住民登録を行う場合、政府が発行する在留カード等に基づいて情報を記載しますが、在留カードの国籍・地域欄は一部を除いて国名の表記しかありません。出入国管理法、及び難民認定法第十九条の四第1項に記載されている政令で定められた地域は、台湾、ヨルダン川西岸地区、ガザ地区のみであり、それ以外は国名表記のみとなっております。そのためウイグル人、チベット人、モンゴル人および香港の方につきましては全て中国として区分されており、よって地方行政では把握はできないことが地方議会で明らかになりました。帰化についても、所管法務局では自治体別の帰化数は集計されておらず、地方自治体では人数の把握すらできない状況にあります。

地方自治体が把握できないことから、国は独自に調査しない限りはウイグル人らを区別・認識することはできない状況にあります。たとえ（仮称）ウイグル人権法が成立したとしても、ウイグル人を区別・認識できない国が行政力を行使することは不可能であるため、実効性は乏しいと言わざるを得ません。

地方行政では、帰化された方を含め人権弾圧に苦しむ方が居住しているのかも判別することができず、他外国人同様の人権問題として取組もうとしても対応することができないため以下を要請いたします。

記

1. 出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの政令で定める地域に、ウイグル・チベット・内モンゴル・香港を記載することを求める。

2. 地方自治体において人権弾圧が想定される外国人について把握できるよう可及的速やかに対策を講じることを求める。

以上、決議する。

令和3年3月31日

ウイグルを応援する全国地方議員の会

(資料1) 令和3年3月行橋市議会 一般事務に関する質問・議事録抜粋

○行橋市議 小坪慎也

当市において、CHINA・中国が少数民族と称する外国籍や帰化された方がおられますか。地方自治体で把握できないなら把握できないと明確に答弁をお願いします。

○市民部長

外国人の方が住民登録を行う場合、政府が発行する在留カード等に基づいて情報を記載いたしますが、在留カードの国籍・地域欄は一部を除いて国名の表記しかございません。出入国管理法、及び難民認定法第十九条の四第1項に記載されている政令で定められた地域、台湾、ヨルダン川西岸地区、ガザ地区以外は国名表記となります。

したがって、いま質問がありましたウイグル人の方につきましては、中国として区分されており、それ以上の区分はございません。

また、帰化につきましては、所管であります法務局北九州支局に問い合わせたところ、自治体別の帰化数は集計されていないということであり、これにつきましては地方自治体での人数の把握はできません。

○行橋市議 小坪慎也

であるならば、出入国管理及び難民認定法第二条第五項ロの地域を定める政令に、今ありました台湾等々のように、ウイグル人などが規定されたら、自治体としては把握できるようになると理解してよろしいでしょうか。

○市民部長

地域欄の所にウイグルというかたちになりますので、把握することができます。

○行橋市議 小坪慎也

世界情勢や我が国の政治情勢を受け、地方の在り方について答弁を求めます。

○総務部長

地方におきましては、ウイグル人への様々な人権弾圧の実態を知ることは、人権侵害の怖さや許されないことであるとの認識を現実に関心し、人権尊重の社会を築くための機運を高めていく必要があると考えておるところであります。

しかしながら、市民部長の答弁のとおり、国の、具体的には出入国管理及び難民認定法におきまして政令での指定がなされていないことから、在留カードへの記載が全て中国籍になってしまうという問題点が残ります。この問題が解決した際には、自治体としてウイグル人などの人権侵害の問題について、どのような施策が取組めるかなどを検討し、他外国人同様の人権問題として取組んでまいりたいと考えております。

(資料2) 出入国管理及び難民認定法および施行令

昭和二十六年政令第三百十九号

出入国管理及び難民認定法

(在留カードの記載事項等)

第十九条の四 記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第二条第五号ロに規定する地域
- 二 住居地（本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。）
- 三 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
- 四 許可の種類及び年月日
- 五 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
- 六 就労制限の有無
- 七 第十九条第二項の規定による許可を受けているときは、その旨

平成十年政令第百七十八号

出入国管理及び難民認定法施行令

内閣は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロ及び第六十九条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第二条第五号ロの政令で定める地域)

第一条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二条第五号ロの政令で定める地域は、台湾並びにヨルダン川西岸地区及びガザ地区とする。